

京都市地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき交付する補助金の取扱について、必要な事項を定める。

(要綱第2条関係)

第2条 要綱第2条第1項第1号で定める社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条及び第110条に定める地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会は該当しない。

2 要綱第2条第4項第1号で定める市長が別に定めるところにより計算したサービス活動に係る収益の額については、次のとおりとする。

社会福祉法第59条の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて、同法第2条に規定する社会福祉事業並びに同法第26条第1項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省関係省令第168号）第5条で定めるところにより計算した額（法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額）。

3 要綱第2条第4項第2号で定める市長が別に定めるところにより計算した経常的な収益の額については、次のとおりとする。

公益法人会計基準について（平成20年内閣府公益認定等委員会）及び「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年内閣府公益認定等委員会）に基づいて計算する正味財産増減計算書の経常収益の額。

4 要綱第2条第4項第3号で定める市長が別に定めるところにより計算した教育活動に係る収入の額については、次のとおりとする。

私立学校法（昭和24年法律第270号）第47条第1項に基づいて作成する収支計算書において、学校法人会計基準（昭和46年文部科学省令第18号）に基づいて計算した事業活動収支計算書の決算の項、教育活動収入計の額。

5 要綱第2条第4項第4号で定めるその他前各号に準じる者として市長が別に定めるものについては、次のとおりとする。

(1) 宗教法人であって、前年度決算において、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条に基づいて作成する収支計算書において、事業活動収支計算書のサービス活動収益の決算額が4億円を超えないもの。

(2) 非営利活動法人であって、前年度決算において、非営利活動法人会計基準及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第七号）第27条に基づいて作成する活動計算書の経常収益の額が4億円を超えないもの。

(3) 任意団体又は個人であって、前年度決算において作成する任意の損益計算書における全体の売上高が4億円を超えないもの。

6 要綱第2条第5項第1号で定める市長が必要と認めるものについては、小規模法人等が自ら実施する次の事業とする。

(1) 人材の確保に資する、情報発信、広報活動、又は採用に関する体制の整備に係る事業

- (2) 人材の育成に資する、職員の研修及び資質の向上に係る事業
- (3) 人材の定着に資する、体制の整備又は健康増進に係る事業
- (4) その他これらに類する事業

7 要綱第2条第5項第2号で定めるきょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として京都府知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき京都府知事が別に定める認証とは、きょうと福祉人材育成認証制度に基づく当該認証を取得した法人が、取得することができる上位の認証をいう。

（要綱第4条関係）

第3条 要綱第4条第5号で定める認証制度に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言した施設とは、要綱第6条第1項に定める交付申請までに宣言事業所の申込みを行っている場合を含む。

（要綱第5条関係）

第4条 要綱第5条第1項の規定に基づき算出する補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、決定の日から施行する。

（適用区分）

2 この要領は、令和8年4月1日から適用する。